

第三者著作物の使用について

著作権法 35 条の改正により、授業においてインターネットを利用した第三者著作物の使用（映像・配布資料等）を許諾を受けずに利用することが可能となる「授業目的公衆送信補償金制度」（以下、本制度）が令和 2 年度よりスタートしました。

第三者著作物における変更点		改正前		改正後	
		権利者の許諾	支払有無	権利者の許諾	支払有無
1	対面授業で使用する資料の印刷・配布	不要	無償	不要	無償
2	対面授業の遠隔合同授業(同時中継)のための公衆送信				
3	オンデマンド授業で講義映像や資料を送信	必要	原則有償		補償金による支払
4	対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信				
5	スタジオ型のリアルタイム配信授業				

本制度の適用を受けるには、履修者・履修期間に限定して配信する必要があります。

授業収録システムにおいては、公開範囲を「履修者のみ」とすることによって本制度を適用することができます。

「授業目的公衆送信補償金制度」を利用した場合、実施調査で報告を求められる場合があります。使用した第三者著作物の出典等を管理し、調査実施時にはご協力をお願いします。

なお、公開範囲を「履修者のみ」以外とする場合、収録される第三者著作物につきましては、著作者の提示する利用条件を満たしているもの、個別に許諾を得たもの、許諾なく使用する場合は引用の範囲で使用する必要がありますので、ご注意ください。

参考：「授業目的公衆送信補償金制度」についての注意

「授業目的公衆送信補償金制度」を適用し、資料等を受講生に配信する場合であっても、第三者著作物を無制限に利用できるわけではありません。

著作権者の権利を侵害する複製は、授業であっても認められていません。

著作権侵害となる例(この例は一部です)

- ・ 文書作成ソフト、表計算ソフト、PDF 編集ソフトなどのアプリケーションソフトを授業の中で使用するために複製すること
- ・ 授業の中ではそのものを扱わないが、学生が読んでおいた方が参考になると思われる文献を全部複製して提供すること
- ・ 授業を担当する教員等及び当該授業の履修者等の合計数を明らかに超える数を対象として複製や公衆送信を行うこと

(以下略)

また、本制度には、利用実態調査があります。本学が調査対象になる場合がありますので、第三者著作物利用の際は、出典を把握するようお願いいたします。

「授業目的公衆送信補償金制度」については、著作物の教育利用に関する関係者フォーラムから改正著作権法第 35 条運用指針が発表されておりますので、以下ご参照ください。

- ・ SARTRAS、授業目的公衆送信補償金制度

<https://sartras.or.jp/>

- ・ 改正著作権法第 35 条運用指針(令和 3(2021)年度版)

https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin_20201221.pdf

参考：著作者の許諾を受けず第三者著作物を利用する場合の引用の要件

- | |
|--|
| (1) すでに公表されている著作物であること
(2) 公正な慣行に合致すること
(3) 報道、批評、研究などの引用の目的上正当な範囲内であること |
|--|

出典：著作権法第 32 条から

「公正な慣行」や「引用の目的上正当な範囲内」の要件として、一般的には、以下の事項に注意しなければなりません。

- | |
|---|
| (1) 他人の著作物を引用する必然性があること
(2) かぎ括弧をつけるなど、自分の著作物と引用部分とが区別されていること
(3) 自分の著作物と引用する著作物との主従関係が明確であること（自分の著作物が主体）
(4) 出所の明示がなされていること（第 48 条） |
|---|

出典：文化庁ウェブサイトから

著作権法

(引用)

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

(学校その他の教育機関における複製等)

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であって公衆送信されるものを受信装置を用

いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

(出所の明示)

第四十八条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

- 一 第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十七条第一項、第四十二条又は第四十七条第一項の規定により著作物を複製する場合